

歯科医師臨床研修の制度改革 の概要について

令和2年9月

厚生労働省医政局歯科保健課

目次

- 歯科医師臨床研修制度の見直しの概要
- 研修内容について
- 臨床研修施設について
- 指導体制について
- 事務手続きについて
- 今後の予定

○ 歯科医師臨床研修制度の見直しの概要

- 研修内容について
- 臨床研修施設について
- 指導体制について
- 事務手続きについて
- 今後の予定

歯科医師臨床研修制度の見直しの概要①

歯科医師臨床研修制度については、これまでおおむね5年ごとに歯科医師臨床研修制度の見直しを行ってきたところ。今般、とりまとめられた「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書」（令和2年1月7日）を踏まえ、令和3年度から歯科医師臨床研修制度の運用を見直すこととしている。

研修の内容について

（1）到達目標の見直し

到達目標の構成を見直し、「歯科医師としての基本的価値観」、「資質・能力」、「基本的診療業務」で構成し、「基本的診療業務」において選択制を導入することとする。

（2）多面評価の推進・評価方法の標準化

研修態度等の適切な評価を行う観点から、指導歯科医からの評価だけでなく、研修歯科医に関わる関係者（他職種等を含む。）からの多面評価を推進する。

（3）臨床研修期間中の基礎研究等

基礎研究等を希望する研修歯科医に対し、研修に支障が出ない範囲で体制整備を行うことを前提に、各施設等が状況に応じて支援方法等を検討する。

歯科医師臨床研修制度の見直しの概要②

臨床研修施設について

(1) 臨床研修施設の指導體制等の充実

研修管理委員会は、協力型臨床研修施設（以下、「協力型」）等における指導體制や研修状況の把握等を行うことを明確化し、研修管理委員会の機能強化を図るとともに、臨床研修施設間の連携を推進する。

(2) 連携型臨床研修施設及び研修協力施設の見直し

管理型臨床研修施設（以下、「管理型」）又は協力型（Ⅰ）臨床研修施設（従来の協力型）における研修プログラムの補完を行う臨床研修施設として「協力型（Ⅱ）臨床研修施設」（以下、「協力型（Ⅱ）」）を新設する。

(3) 3年以上研修歯科医の受け入れがない臨床研修施設

単独型臨床研修施設（以下、「単独型」）または管理型で3年以上研修歯科医の受け入れがないが、指定継続を希望する場合、計画書の提出を求め、その内容を踏まえ指定継続の可否を判断する。

(4) 指定取消後の再申請に関する取扱い

3年以上研修歯科医の受け入れがなく指定取り消しとなった施設から再指定申請があった場合、計画書の提出を求め、その内容を踏まえ再指定の可否を判断する。

(5) マッチ後の異動に関する特例の取扱い

マッチ後異動の特例については引き続き運用し、内容の周知を行う。

(6) 臨床研修施設指定基準（人員要件）取り扱いの明確化

常に勤務する歯科医師について、週1日以上勤務する歯科医師による常勤換算として差し支えないこととする。

(7) 「単独型」及び「管理型」の指定基準の見直し

病床を有さない診療所が、単独型又は管理型と申請する際の要件について、「原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること」を「直近の5年間において2年以上の臨床研修の実績があること」と見直す。

歯科医師臨床研修制度の見直しの概要③

指導体制について

(1) 大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会受講

大学病院の指導歯科医も、指導歯科医講習会の受講を必須とする。

(2) 指導歯科医のフォローアップ研修

指導歯科医の質を担保する観点から、指導歯科医のフォローアップ研修を導入する。

(3) プログラム責任者の要件

プログラム責任者又は副プログラム責任者のいずれかについて、プログラム責任者講習会の受講を必須とする。

今後の予定

改正制度の施行は原則令和3年度とする。新たな到達目標を反映した研修プログラムとそれに伴う臨床研修施設の指定基準等の運用開始は令和4年度とする。

○ 歯科医師臨床研修制度の見直しの概要

○ 研修内容について

○ 臨床研修施設について

○ 指導体制について

○ 事務手続きについて

○ 今後の予定

(1) 到達目標の見直し

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和2年1月7日）：3ページ～5ページ

到達目標の見直しについて①

背景

- これまでの到達目標は、「基本習熟コース」（研修歯科医自らが確実に実践できること）と「基本習得コース」（頻度高く臨床において経験することが望ましいもの）から構成されているが、平成18年度の歯科医師臨床研修制度必修化以降、見直しは行われていなかった。

（これまでの到達目標）

（厚生労働省医政局長通知 平成28年 医政発0223第5号）

「基本習熟コース」 研修歯科医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるもの	「基本習得コース」 臨床研修修了後、早期に習熟すべき項目であり、臨床研修中に頻度高く臨床経験した場合に当該項目を達成したと考えるもの
1. 医療面接 患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。	1. 救急処置 歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。
2. 総合診療計画 効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。	2. 医療安全・感染予防 円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。
3. 予防・治療基本技術 歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。	3. 経過評価管理 自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。
4. 応急処置 一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。	4. 予防・治療技術 生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。
5. 高頻度治療 一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。	5. 医療管理 適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。
6. 医療管理・地域医療 歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。	6. 地域医療 歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

検討内容

- 臨床研修施設は、到達目標を参考に、臨床研修の目標を作成する必要があるが、到達目標をそのまま臨床研修の目標としている臨床研修施設も多く、臨床研修施設の目標に臨床研修施設の特徴が活かされていない。
- 到達目標の作成から10年以上が経過し、歯科医師に求められる社会的役割も変化してきており、平成28年度に改訂された歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性がとれたものとなっていなかったことから、到達目標の見直しを検討した。
- 新たな到達目標として、
 - ① 歯科医師として身につけるべき基本的価値観及び基本的診療能力の修得
 - ② 地域包括ケアシステムの構築など、医療の提供体制の変化を踏まえ、在宅歯科医療の提供やチーム医療・多職種連携等への対応
 - ③ 各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療への対応を基本方針として検討した。

新たな到達目標の構成

改正の概要

- 見直し後の到達目標の構成は以下の通りである。
- 基本的診療業務に示す具体的な個別目標の各項目について、「必修」項目及び「選択」項目の必要数を選択し設定する。

A. 歯科医師としての基本的価値観	1. 社会的使命と公衆衛生への寄与 社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。	2. 利他的な態度 患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。	3. 人間性の尊重 患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。	4. 自らを高める姿勢 自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。
--------------------------	---	---	--	--

B. 資質・能力	1. 医学・医療における倫理性 診療、研究、教育に関する倫理的問題を認識し、適切に行動する。	2. 歯科医療の質と安全の管理 患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。	3. 医学知識と問題対応能力 最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。	4. 診療技能と患者ケア 臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。	5. コミュニケーション能力 患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。	6. チーム医療の実践 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。	7. 社会における歯科医療の実践 医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。	8. 科学的探究 医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。	9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢 医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

具体的な到達目標

具体的な到達目標

C. 基本的診療業務	1. 基本的診療能力等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画 (2) 基本的臨床技能等 (3) 患者管理 (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供 	2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 歯科専門職間の連携 (2) 多職種連携、地域医療 (3) 地域保健 (4) 歯科医療提供に関連する制度の理解
-------------------	---	--

C.基本的診療業務 1.基本的診療能力等 ①

○ 「基本的診療能力等」の項目のうち、「選択」項目から必ず1項目以上選択すること。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

	必修	選択
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	●	
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	●	
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	●	
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	●	
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	●	
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	●	

(2) 基本的臨床技能等

	必修	選択
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	●	
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a.歯の硬組織疾患 b.歯髄疾患 c.歯周病 d.口腔外科疾患 e.歯質と歯の欠損 f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	●	
③ 基本的な応急処置を実践する。	●	
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	●	
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。	●	
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	●	

C.基本的診療業務 1.基本的診療能力等 ②

○ 「基本的診療能力等」の項目のうち、「選択」項目から必ず1項目以上選択すること。

(3) 患者管理

	必修	選択
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	●	
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	●	
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	●	
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	●	
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。		●

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

	必修	選択
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	●	
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	●	
③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。		●
④ 障害を有する患者への対応を実践する。		●

○ 「歯科医療に関連する連携と制度の理解等」のうち、「選択」項目から必ず2項目以上選択とし、少なくとも「(2) 多職種連携、地域医療」の項目を含むものとする。

(1) 歯科専門職の連携

	必修	選択
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	●	
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	●	
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	●	

(2) 多職種連携、地域医療

	必修	選択
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	●	
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。	●	
③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。		●
④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。		●
⑤ 離島やへき地における地域医療を経験する。		●
⑥ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。		●
⑦ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。		●
⑧ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。		●

- 「歯科医療に関連する連携と制度の理解等」のうち、「選択」項目から必ず2項目以上選択とし、少なくとも「(2)多職種連携、地域医療」の項目を含むものとする。

(3) 地域保健

	必修	選択
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	●	
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	●	
③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。		●
④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。		●

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

	必修	選択
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	●	
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	●	
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	●	

- 「必修」項目として経験すべき症例数については、

- ① 各研修プログラムで設定する到達目標の項目数における「必修」項目数の割合
- ② 「必要な症例数」を定めている項目における「必修」項目の症例数の割合

を総合的にみて、「必修」項目の内容が60%以上経験可能な研修プログラムとなっていること。

(2) 多面評価の推進・ 評価方法の標準化

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和2年1月7日）：5ページ～6ページ

背景

- 研修歯科医の行動目標等の達成度に関する評価は、指導歯科医を中心に行われているが、その評価方法、評価内容については、臨床研修施設によって異なっている。
- 適切な評価方法は、目標によって異なるが、診療態度等については、例えば実際の診療現場の観察を通じた評価や他職種や患者等からの評価（多面評価）が有用であると考えられる。現状では、研修歯科医の評価に多面評価を活用している施設は少ないが、医師臨床研修においては直近の制度改正の際に、研修医の評価に多面評価が実施されることが望ましいとされたところである。

改正の概要

- 研修歯科医の研修態度等の適切な評価を行う観点から、指導歯科医からの評価だけではなく、研修歯科医に関わる関係者（他職種等を含む。）からの多面評価を推進する。

(3) 臨床研修期間中の 基礎研究

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和2年1月7日）：6ページ～7ページ

臨床研修期間中の基礎研究

背景

- 医師臨床研修においては、「基礎研究医プログラム」として、臨床研修の期間内に基礎研究を実施する期間を認める研修プログラムが制度上位置づけられた。
- 歯科医師臨床研修は、研修期間が1年間である研修プログラムが大半であることや臨床研修施設群方式で実施する研修プログラムも多く研修期間中に研究を組み込むことは難しいのではないか、との意見がある。

改正の概要

- 今回の制度改正において、医師臨床研修の「基礎研究医プログラム」に相当する規定は設けない。
- 基礎研究等を希望する研修歯科医に対しては、各臨床研修施設が、研修に支障が出ない範囲で体制整備を行うことを前提に、状況に応じて支援方法等（研修時間外に研究を行う等）を検討するものとする。

- 歯科医師臨床研修制度の見直しの概要
- 研修内容について
- **臨床研修施設について**
- 指導体制について
- 事務手続きについて
- 今後の予定

（１）臨床研修施設の指導体制 等の充実

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和２年１月７日）：８ページ～９ページ

臨床研修施設の指導体制等の充実（研修管理委員会の役割）

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（令和2年4月9日付医政発0409第8号医政局長通知）において、必要な改正を行った。

背景

- 研修管理委員会は、「単独型」又は「管理型」に設置される。役割として、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修歯科医の管理及び研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価等を行うこととされている。
- 「管理型」の場合、「協力型」等の受入時期、受入人数等を把握するなど、「協力型」等の受入に関する調整の役割は明記されているものの、指導体制や研修歯科医の評価等の調整に関する内容は含まれていない。

検討内容

- 各研修プログラムに関わるすべての臨床研修施設が研修の到達目標を理解し、共通の認識のもと研修歯科医の指導及び評価を行うことが求められるが、「協力型」の指導歯科医が「管理型」での研修内容等を十分に把握していないケースや、指導方法や評価方法等が施設間で大きく異なるケースがあるとの意見がある。
- 「管理型」が「協力型」の研修状況（研修内容、指導体制等）を把握するために、研修歯科医に「協力型」での研修状況を報告させるなどの取り組みを行っている施設もある。

改正の概要

- 臨床研修施設間の連携を強化する観点から、研修管理委員会の役割として、臨床研修施設間の指導体制や研修歯科医の評価等の調整を行う等を明確化し、機能強化を図る。

研修管理委員会（単独型・管理型）の役割について

- 研修管理委員会は、臨床研修を行う病院又は診療所において、臨床研修の実施を管理統括する機関
- 令和2年4月9日付の改正通知において「研修管理委員会は、臨床研修が適切に実施されるよう、臨床研修の実施状況の管理を行うとともに、研修プログラムの質の向上に努めるものとする。」ことを明確化した。

役割

- 臨床研修の実施を統括管理
- 研修プログラムの作成
- プログラム相互間の調整
- **プログラムの質の向上**

※太字は令和2年4月9日付の改正通知で追加された役割

（各臨床研修施設等との連携を密にし、研修を実施する各臨床研修施設等の研修の実施状況を把握した上で、研修プログラムの評価を行い、臨床研修の目標の見直しや指導歯科医等の資質の向上、臨床研修施設群の構成の見直し等、研修プログラムの質の向上をする。）

- 研修歯科医の管理
（採用、中断、修了の評価）

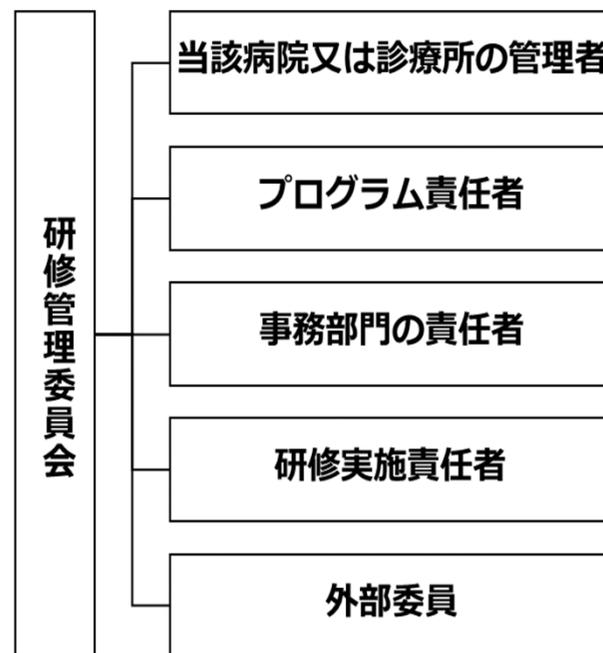
● **指導歯科医の資質向上**

（**単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設、研修協力施設の指導歯科医の資質向上に努める。**）

- 各臨床研修施設における実施状況や受入状況の把握

● **協力型臨床研修施設で3年以上研修歯科医の受入れがない場合の臨床研修施設群からの当該協力型臨床研修施設の削除**

（各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案し、管理型臨床研修施設の研修管理委員会が判断すること。なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、あらかじめ、その判断基準を定めておくことが望ましい。）



（２）連携型臨床研修施設及び 研修協力施設の見直し

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和２年１月７日）：９ページ～１２ページ

連携型臨床研修施設及び研修協力施設の見直し①

背景

- 連携型臨床研修施設（以下、「連携型」）は、平成23年度の制度改正において、「協力型」で実施される研修プログラムの一層の充実を図ることを目的として新設された。
- 「連携型」が増加していない原因として、
 - ・ 「連携型」の管理は「協力型」が行う必要があるが、「協力型」は歯科診療所が多く、事務的な内容も含め負担が大きい
 - ・ 「連携型」をプログラムに組み込むためには、研修プログラムを別途設定する必要がある
 - ・ 運用ルールがわかりにくい等の意見があげられたことから、今後、在宅歯科医療等の地域医療に関する研修に「連携型」を活用するためには、その運用方法等について大幅な見直しが必要である。
- 「連携型」と類似の役割を担っている施設として、「研修協力施設」がある。「連携型」は「研修歯科医自らが多くの症例を経験できる施設」、「研修協力施設」は「見学が中心となる施設」とすることが示されたが、当時の「研修協力施設」の要件は変更されなかったため、現在も当時のままの運用が続いており、訪問歯科医療や全身管理に関する研修等の研修歯科医自らが診療に関わる研修も行われている。
- 「研修協力施設」は指定施設ではなく、研修実施責任者の配置は必要であるものの、指導歯科医の配置に関する要件がないことから、研修歯科医に対する指導体制が不明確になりやすく、指導の質の担保が難しい等の課題も生じている。

連携型臨床研修施設及び研修協力施設の見直し②

検討内容

- 「連携型」と「研修協力施設」のあり方について、再度検討を行った。

改正の概要

- 在宅歯科医療や全身管理に係る研修等の充実を図る観点から、「管理型」又は「協力型」における研修プログラムの補完を行う臨床研修施設として、新たに協力型（Ⅱ）臨床研修施設を新設する。また、これに伴い、従来の「協力型」を「協力型（Ⅰ）」として位置づける。
- 「協力型（Ⅱ）」は、「管理型」及び「協力型（Ⅰ）」とともに臨床研修施設群方式の研修プログラム的一部分を担う。
- 「協力型（Ⅱ）」の指定基準については、「協力型（Ⅰ）」の指定基準を踏まえつつ設定し、群構成や研修プログラムの設定等については柔軟な運用が可能となるようにする。
 - ・ 現行制度の「連携型」については廃止し、現在「連携型」として指定を受けている施設は、「協力型（Ⅱ）」に移行する。
- 研修協力施設のあり方を見直し、へき地・離島診療所、歯科健診等の年に数回の研修を除き、原則として、「研修歯科医自らが診療に関わる研修」を実施する施設は含まないものとする。
 - ・ 従来、「研修歯科医自らが診療に関わる研修(見学を主体とする訪問歯科診療や全身管理に関する研修を実施していた場合も含む。)」を実施していた「研修協力施設」は、原則として「協力型（Ⅱ）」へ移行する。
(この場合、臨床研修施設として指定申請が必要となる。)

現行の臨床研修施設の要件（概要）

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 （*）	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	連携型とのグループ化研修を行う場合は連続性を考慮しなくてもよい。
連携型	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・協力型とのグループ化研修が前提 ・別プログラムが必要
研修協力施設	登録	合計 1月以内	(規定なし)		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

（*）同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

新しい臨床研修施設の指定基準（案）

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 （*）	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型（Ⅰ）	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	協力型（Ⅰ）の研修期間中に、協力型（Ⅱ）の研修期間が設定される場合、連続性を考慮しなくてもよい。
協力型（Ⅱ）	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	
研修協力施設	登録	合計 1月以内	（規定なし）		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

（*）同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

協力型（Ⅱ）臨床研修施設について

- 協力型（Ⅱ）臨床研修施設は、在宅歯科医療や全身管理に係る研修等の充実を図る観点から、管理型又は協力型（Ⅰ）における研修プログラムの補完を行う臨床研修施設である。

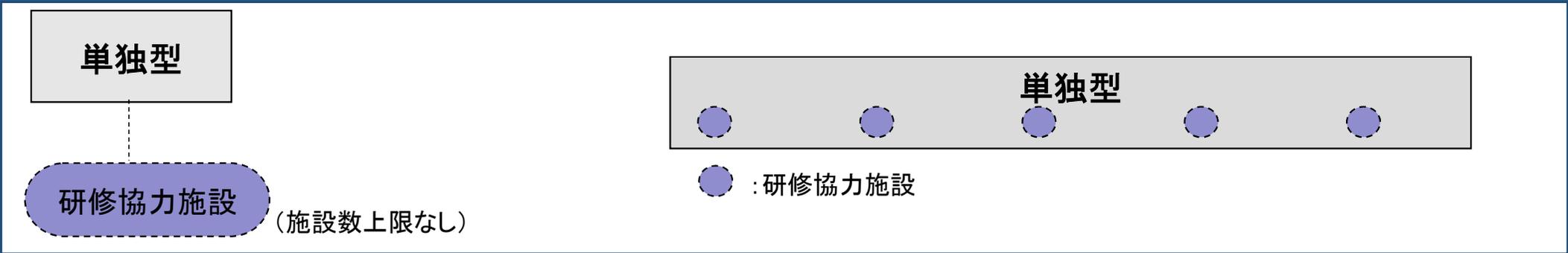
研修内容	管理型・協力型（Ⅰ）を補完する内容
想定する臨床研修施設	歯科診療を行う医療機関
研修期間	合計5～30日以内
研修期間の考え方（位置づけ）	管理型や協力型（Ⅰ）の研修期間中に、協力型（Ⅱ）の研修期間の設定も可能
施設の管理	管理型が管理
常に勤務する歯科医師	1人以上
指導歯科医	常勤
備考	他の区分の臨床研修施設（単独型臨床研修施設等）となることができる

協力型（Ⅱ）と研修協力施設の比較

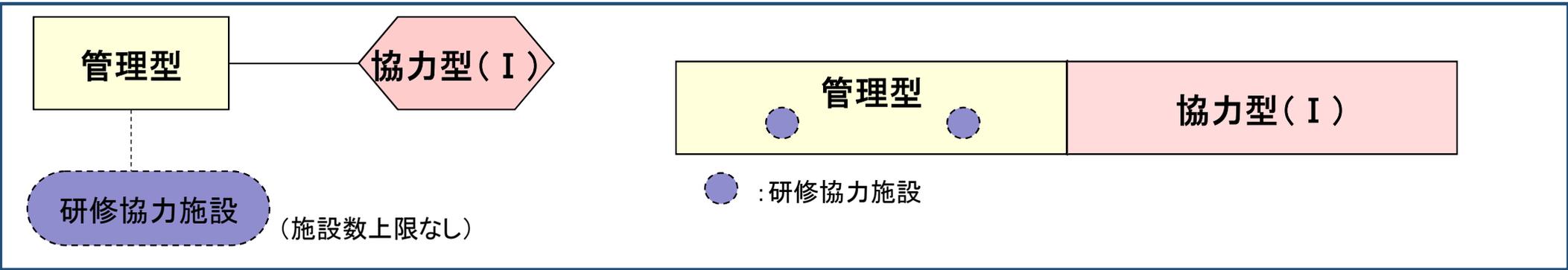
	協力型（Ⅱ）	研修協力施設	（参考）連携型
位置づけ	厚生労働大臣の指定が必要	厚生労働大臣の指定は不要	厚生労働大臣の指定が必要
研修内容	管理型・協力型（Ⅰ）を補完する内容		協力型を補完する内容
想定する臨床研修施設	全身管理に関する研修を含め、歯科医療に関する研修（歯科健診やへき地・離島診療所等の年に数回の研修を除く）を実施する医療機関	へき地・離島診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等 ※原則として、歯科医療に関する研修を行う病院、診療所は含まないが、医科診療科における病棟研修等を実施する場合は可能とする	
臨床研修施設の指定	他の区分の臨床研修施設（単独型臨床研修施設等）となることができる	—	他の区分の臨床研修施設（単独型臨床研修施設等）となることができない
研修期間	合計5～30日以内	合計1月以内	5～30日以内
研修期間の考え方（位置づけ）	管理型・協力型（Ⅰ）の研修期間に含めない	単独型・管理型の研修期間に含める	協力型の研修期間に含めない
管理型・協力型（Ⅰ）の研修期間の途中で別の施設で研修を行う場合の考え方	管理型・協力型の研修期間は連続しているものとして取扱う	単独型・管理型の研修期間は連続しているものとして取扱う	協力型の研修期間は連続しているものとして取扱う
その他	協力型とのグループ化研修を前提としない	—	協力型とのグループ化研修を前提とする
施設の管理	管理型が管理	単独型・管理型が管理	協力型が管理
常に勤務する歯科医師	1人以上	—	1人以上
指導歯科医	常勤	—	常勤

新制度における臨床研修施設の群構成

1. 「単独型」(+「研修協力施設」)で研修を行う場合（従前どおり）

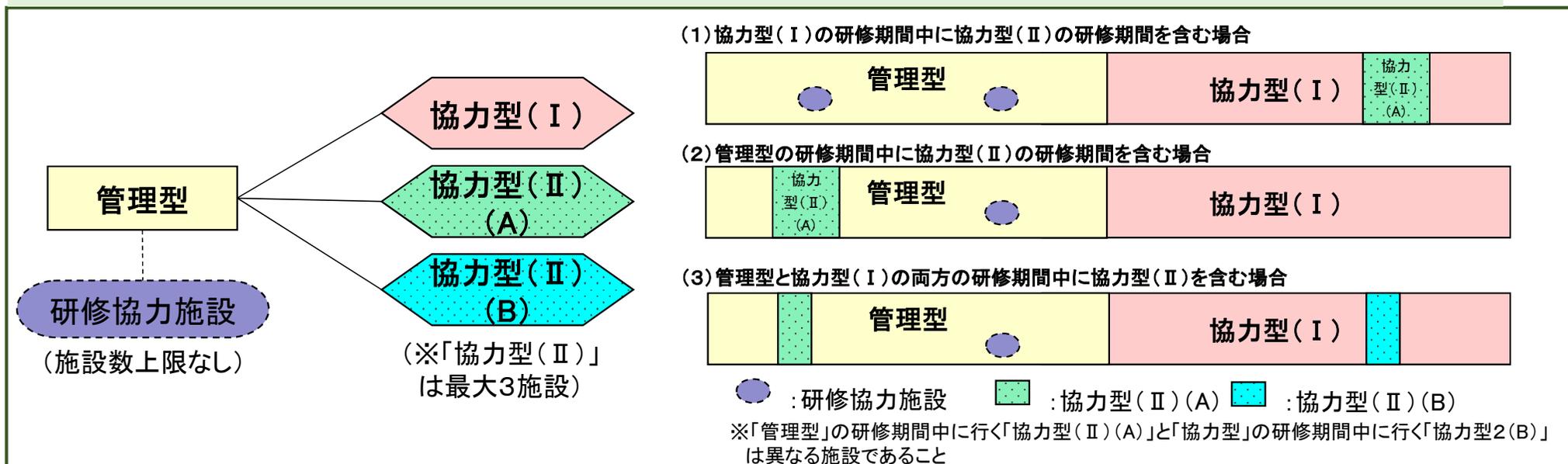


2. 「管理型」(+「研修協力施設」)+「協力型(I)」で研修を行う場合（従前どおり）

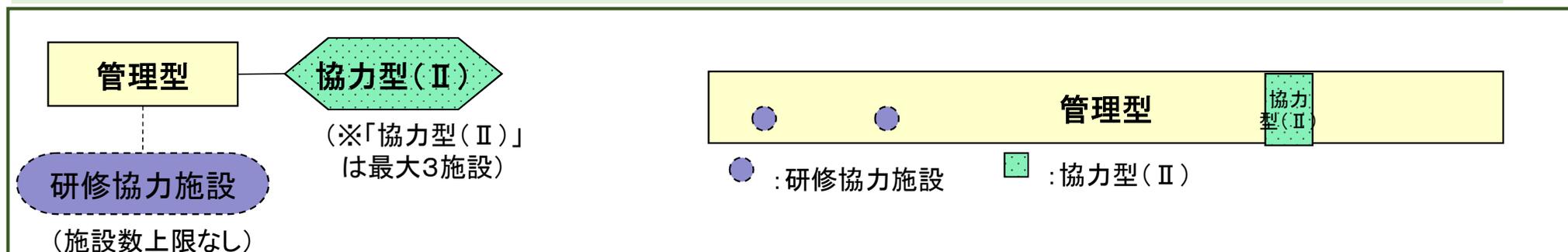


臨床研修施設の群構成—協力型（Ⅱ）で研修を行う場合

3. 「管理型」(+「研修協力施設」)+「協力型（Ⅰ）」+「協力型（Ⅱ）」で研修を行う場合



4. 「管理型」(+「研修協力施設」)+「協力型（Ⅱ）」で研修を行う場合



※いずれも研修協力施設を含み、「協力型」が1施設の場合のイメージ図

研修協力施設:原則として「研修歯科医自らが診療に関わる研修」を実施しない施設

「協力型（Ⅱ）」を含む研修プログラムにおける研修期間(組み合わせ)の考え方①

- ◆ 「協力型（Ⅱ）」の研修期間：5日以上30日以内であり合計30日以内、連続していなくてもよい。
- ◆ 「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」の研修期間：「協力型（Ⅱ）」における研修期間を除き、それぞれ3月以上必要。
- ◆ 「協力型（Ⅱ）」を含む場合の「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」の研修期間：「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」の研修期間は連続しているものとみなす。

1. 「協力型（Ⅰ）」の研修期間中に「協力型（Ⅱ）」で研修を行う場合

(例1) 「管理型」(6月) + 『「協力型（Ⅰ）」 + 「協力型（Ⅱ）(A)」』(6月) : 「協力型（Ⅱ）(A)」は連続する30日間



(例2) 「管理型」(6月) + 『「協力型（Ⅰ）」 + 「協力型（Ⅱ）(A)」』(6月) : 「協力型（Ⅱ）(A)」は合計10日間(月2回×5月)



2. 「管理型」の研修期間中に「協力型（Ⅱ）」で研修を行う場合

(例3) 『「管理型」 + 「協力型（Ⅱ）(A)」』(6月) + 「協力型（Ⅰ）」(6月) : 「協力型（Ⅱ）(A)」は連続する15日間



(例4) 『「管理型」 + 「協力型（Ⅱ）(A)」』(6月) + 「協力型（Ⅰ）」(6月) : 「協力型（Ⅱ）(A)」は合計16日間(月4回×4月)



□ : 「管理型」 □ : 「協力型（Ⅰ）」 □ ● : 「協力型（Ⅱ）(A)」 □ ● : 「協力型（Ⅱ）(B)」 □ : 「協力型（Ⅱ）(C)」

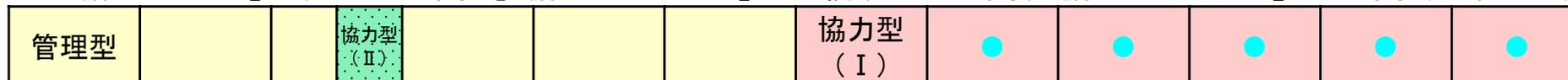
「協力型（Ⅱ）」を含む研修プログラムにおける研修期間(組み合わせ)の考え方②

- ◆ 「協力型（Ⅱ）」の研修期間：5日以上30日以内であり合計30日以内、連続していなくてもよい。
- ◆ 「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」の研修期間：「協力型（Ⅱ）」における研修期間を除き、それぞれ3月以上必要。
- ◆ 「協力型（Ⅱ）」を含む場合の「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」の研修期間：「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」の研修期間は連続しているものとみなす。

3. 「管理型」と「協力型（Ⅰ）」のそれぞれの期間中に「協力型（Ⅱ）」で研修を行う場合

(例5) 『「管理型」+「協力型（Ⅱ）(A)」』(6月)+『「協力型（Ⅰ）」+「協力型（Ⅱ）(B)」』(6月):

「協力型（Ⅱ）」は合計20日間 [「協力型（Ⅱ）(A)」は連続する15日間、「協力型（Ⅱ）(B)」は5日間(月1回×5月)]



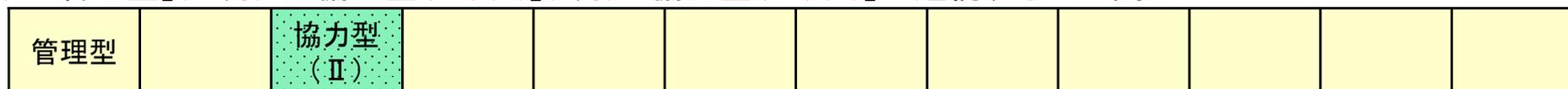
(例6) 『「管理型」+「協力型（Ⅱ）(A)」』(6月)+『「協力型（Ⅰ）」+「協力型（Ⅱ）(B)」』(6月):

「協力型（Ⅱ）」は合計27日間 [「協力型（Ⅱ）(A)」は12日間(月4回×3月)、「協力型（Ⅱ）(B)」は連続する15日間]



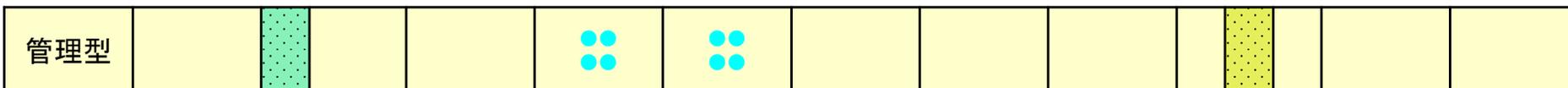
4. 「管理型」の研修期に「協力型（Ⅱ）」で研修を行う場合（「協力型（Ⅰ）」を含まない場合）

(例7) 「管理型」(11月)+「協力型（Ⅱ）(A)」(1月):「協力型（Ⅱ）(A)」は連続する30日間



(例8) 「管理型」(11月)+『「協力型（Ⅱ）(A)」+「協力型（Ⅱ）(B)」+「協力型（Ⅱ）(C)」』(1月):

「協力型（Ⅱ）」は合計30日間[「協力型（Ⅱ）(A)」は連続する11日間、「協力型（Ⅱ）(B)」は8日間(月4回×2月)、「協力型（Ⅱ）(C)」は連続する11日間]



■:「管理型」 ■:「協力型（Ⅰ）」 ■●:「協力型（Ⅱ）(A)」 ■●:「協力型（Ⅱ）(B)」 ■:「協力型（Ⅱ）(C)」

「協力型（Ⅱ）」を活用する場合の同一研修プログラムの考え方

- ◆ 「協力型（Ⅱ）」の有無に関わらず、到達目標が同一であり、基本的に同じ研修内容が実施可能な群構成となっていること。
- ◆ 「協力型（Ⅱ）」の役割は、「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」のいずれかの研修内容を補完するものであること。
- ◆ 研修期間については、「管理型」又は「協力型（Ⅰ）」のいずれかの研修期間が同一であること。
- ◆ 「協力型（Ⅰ）」の施設数は同一であること。

【同一研修プログラムの例（イメージ）】

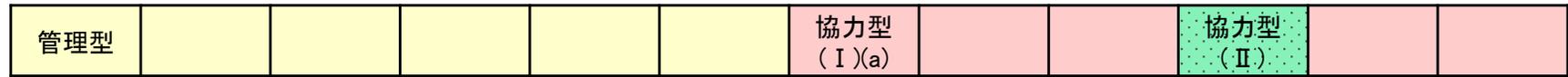
□:「管理型」 □:「協力型(Ⅰ)(a)」 □:「協力型(Ⅰ)(b)」 □●:「協力型(Ⅱ)」

プログラムA: 「管理型」(6月)+「協力型(Ⅰ)(a)」(6月)

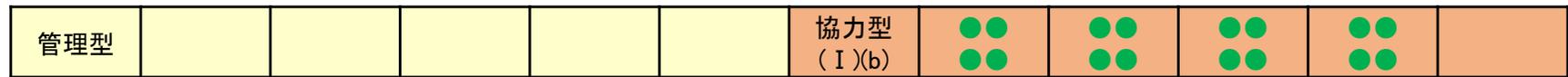


A-1: 「協力型(Ⅰ)(a)」の研修期間中に「協力型(Ⅱ)」で研修を行う場合

○ プログラムA-1①:「協力型(Ⅱ)」で連続する30日間



○ プログラムA-1②:「協力型(Ⅱ)」で合計16日間(月4回×4月)



⇒プログラムA、A-1①、A-1②は同一プログラム可

同一研修プログラム

A-2: 「管理型」の研修期間中に「協力型(Ⅱ)」で研修を行う場合

別プログラム

○ プログラムA-2①:「協力型(Ⅱ)」で連続する30日間



○ プログラムA-2②:「協力型(Ⅱ)」で合計10日間(月2回×5月)



⇒プログラムA、A-2①、A-2②は同一プログラム可

同一研修プログラム

(3) 3年以上研修歯科医の 受け入れがない 臨床研修施設の取扱い

3年以上研修歯科医の受け入れがない臨床研修施設の取扱い

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（令和2年4月9日付医政発0409第8号医政局長通知）において、必要な改正を行った。

背景・検討内容

- 平成28年度の制度改正において、3年以上研修歯科医の受け入れがないときに、厚生労働大臣は臨床研修施設の指定を取消することができる取扱いとなった。
- 病院歯科や歯科診療所では、1施設あたりの研修歯科医の定員が少ないため、採用時に研修予定者を決定しても、歯科医師国家試験の結果によって受け入れ人数が0人になることがある。これにより、研修予定者がいたにもかかわらず、3年以上研修歯科医の受け入れがない状態となり、臨床研修施設の指定の取消しを申請する病院歯科や歯科診療所がでてきている。
- その一方で、歯科大学がない地域の病院歯科は、地域医療の拠点であると同時に、当該地域の歯科医師養成の拠点となっている場合もあることから、3年以上研修歯科医の受け入れがなくても臨床研修施設としての指定を継続すべき、との意見もある。

改正の概要

- 「単独型」又は「管理型」である病院歯科と歯科診療所に限り、研修予定者がいたにも関わらず、歯科医師国家試験の結果等により受け入れがなかった場合については、当該年度に研修歯科医の受け入れがあったものとみなす取扱いとする。
- 「単独型」又は「管理型」で3年以上研修歯科医の受け入れがない施設のうち、「単独型」又は「管理型」としての指定継続を希望する施設に対しては、「指定継続の計画書」の提出を求め、その内容を踏まえて指定継続の可否を判断することとした。

(4) 指定取消後の再申請に関する取扱い

指定取消後の再申請に関する取扱い

背景・検討内容

- 平成28年度の制度改正において、3年以上研修歯科医の受入れがないときに、厚生労働大臣は臨床研修施設の指定を取消することができる取扱いとなった。
- そこで、人員要件や設備要検討の指定基準は満たしているが、3年以上研修歯科医の受入れがないとの理由で指定の取消しを行った施設から再度の申請がなされた場合の取扱いについて検討を行った。

改正の概要

- 3年以上研修歯科医の受入れがないことにより、指定基準を満たしているにもかかわらず、臨床研修施設の指定の取消しを行った施設から再指定申請があった場合は、臨床研修施設の質を担保する観点から、「再指定のための計画書」の提出を求め、その内容を踏まえて再指定の可否を判断する。

(5) マッチ後の異動に関する 特例の取扱い

マッチ後の異動に関する特例の取扱い

「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」（令和2年3月27日付医政局 歯科保健課事務連絡）において、改めて周知を行った。

背景・検討内容

- 募集定員が少数である臨床研修施設においては、歯科医師国家試験の結果等により、研修予定者を受け入れることができなくなった場合に、当該施設の募集定員を超えない範囲で、歯科大学病院等にマッチした施設から研修予定者（当該施設の希望順位登録を行っている者）を異動させることができる特例（以下、「本特例」とする。）が運用されている。
- しかし、本特例の内容について、十分に理解されていないのではないかという意見がある。

検討結果と対応

- 本特例については、内容は現行のままとして、当面の間、引き続き運用し、改めて周知を行った。

歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動について①

- 歯科医師国家試験不合格等により、研修予定者を受入れることができなくなった募集定員が少数である受入施設に対して、受入施設の募集定員を超えない範囲でマッチ施設から研修予定者を異動させることができる。

歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について

(平成25年1月4日付 政局歯科保健課 事務連絡)
(令和2年3月27日付医政局歯科保健課事務連絡)

歯科医師臨床研修予定者の受入れは、・・・(中略)、昨今の歯科医師臨床研修施設〔相当大学病院〕の研修予定者の受入れ状況等を考慮し、来年度以降、当分の間の研修予定者の受入れに関しても、下記の取り扱いをして差し支えないこととしましたので、ご了知方よろしく御願いいいたします。

記

1. 研修予定者の異動・受入れについては、別添に示す取扱いを行って差し支えないこと。なお、本取扱いを検討する際は、研修予定者の意思を最優先に、協議を進めること。
2. 上記1の場合や国家試験合格後に受入れ施設が決定した場合において、臨床研修施設の採用手続き等により研修開始が遅延した日数は、研修休止期間として扱うこととして差し支えない。ただし、当該遅延期間は研修休止期間として定められた45日に含まれる。なお、本取扱いを運用できる事例は、概ね4月15日までに研修が開始できる事例に限ること。
3. (略)

(別添) 【本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件】

- ① **受入施設** (研修予定者をマッチ施設から受入れて臨床研修を開始する施設)
 - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
 - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位表登録を行っている。
- ② **マッチ施設** (歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設)
 - (1) 歯科大学(大学歯学部) 附属病院である。
- ③ **研修予定者** (歯科医師臨床研修を受けようとする者)
 - (1) 受入施設の希望順位表登録を行っている。
 - (2) マッチ施設から受入施設へ異動する意思がある。

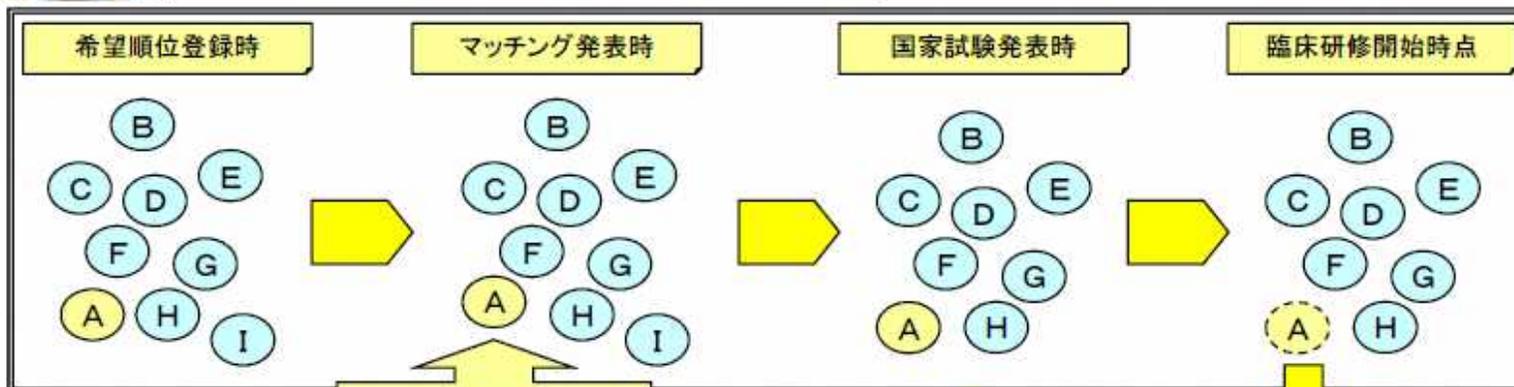
歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動について②

研修予定者の異動・受入れに関する流れ



マッチ施設 (大学歯学部、歯科大学附属病院)

②(1) 歯科大学(大学歯学部)附属病院



受入施設 (病院歯科等)

研修予定者Aの異動について
施設間、研修予定者と協議

三者合意
研修予定者Aの異動

③(2) マッチ施設から受入施設へ異動する
意思



①(2) 受入施設
希望順位表登録

③(1) 研修予定者
受入施設の希望
順位表登録

①(1) 募集定員5名以下

（6）臨床研修施設指定基準 （人員要件）取り扱いの明確化

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和2年1月7日）：14ページ～15ページ

臨床研修施設指定基準（人員要件）取り扱いの明確化

背景

- 臨床研修施設の人員要件に関する指定基準は、「常勤の歯科医」と「常に勤務する歯科医師」として要件が設けられている。
- これまで「常に勤務する歯科医師」の考え方について必ずしも明確でなかった。

検討内容

- 「常に勤務する歯科医師」について、常勤換算を活用することについて検討を行った。

改正の概要

- 「常に勤務する歯科医師」については、週1日以上勤務する歯科医師による常勤換算とし、
 - ・ 研修歯科医が研修を行う日は、当該臨床研修施設の指定区分に必要な歯科医師数の基準を満たすこと
 - ・ 臨床研修施設の指定区分に応じ、研修歯科医が研修を行わない期間であっても、指定基準を維持するように歯科医師が勤務していることとする。
- 「常勤の指導歯科医」については、常勤換算は認めないこととする。

新しい臨床研修施設の指定基準（案）

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 （*）	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型（Ⅰ）	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	協力型（Ⅰ）の研修期間中に、協力型（Ⅱ）の研修期間が設定される場合、連続性を考慮しなくてもよい。
協力型（Ⅱ）	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	
研修協力施設	登録	合計 1月以内	（規定なし）		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

（*）同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

管理型・協力型における指導歯科医と歯科医師の員数例①

現行制度

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	●	●	×	常に勤務する 歯科医師
上級医C	×	×	×	×	●	●	×	(週2勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	2	2	2		2	2		(名)

「週2日、週3日勤務の歯科医師」2名で 常勤1名と換算する場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	×	×	×	×	●	●	×	(週2勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	2	2	2		2	2		(名)

「週2日、週3日勤務の歯科医師」2名だが 常勤1名と換算しない場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	●	×	×	×	●	×	×	(週2勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	3	2	2		2	1		(名)

「週1日、週2日、週3日勤務の歯科医師」3名で 常勤1名と換算する場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	●	×	×	×	●	×	×	(週2勤務)
上級医D	×	×	×	×	×	●	×	(週1勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	3	2	2		2	2		(名)

土曜日は指導歯科医1名のみの体制になっている

管理型・協力型における指導歯科医と歯科医師の員数例②

研修歯科医が研修を行わない期間であっても、指定基準を維持する必要がある。

人員要件を満たす例

	20XX年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×
指導歯科医A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上級医B	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×
上級医C	●	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●
研修医を除く 歯科医師の員数	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

人員要件を満たさない例

	20XX年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×
指導歯科医A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
上級医C	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
研修医を除く 歯科医師の員数	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(7) 「単独型」及び「管理型」 の指定基準の見直し

「単独型」及び「管理型」の指定基準の見直し

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（令和2年4月9日付医政発0409第8号医政局長通知）において、必要な改正を行った。

背景・検討内容

- 病床を有さない診療所が、「単独型」又は「管理型」として申請する際には、「協力型」として原則2年以上連続して臨床研修の実績があることが要件となっている。
- しかし、歯科大学病院等の研修プログラムにおいて、「協力型」の施設数が研修歯科医の受入れ数よりも多い場合も多く、「協力型」側に受入れの希望があっても、必ずしも2年連続で研修歯科医を受入れることができるとは限らず、現状では2年連続の実績を満たすことが難しいとの意見がある。
- 病床を有さない診療所が「単独型」又は「管理型」として歯科医師臨床研修に参画することを促進する観点から、「単独型」及び「管理型」として申請する際の要件の見直しを検討した。

改正の概要

- 病床を有さない診療所が、「単独型」・「管理型」として申請する際の要件について、「原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること」を「直近の5年間において2年以上の臨床研修の実績があること」と見直した。

- 歯科医師臨床研修制度の見直しの概要
- 研修内容について
- 臨床研修施設について
- 指導体制について**
- 事務手続きについて
- 今後の予定

(1) 大学病院の指導歯科医の 指導歯科医講習会受講

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和2年1月7日）：16ページ

大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会受講

背景・検討内容

- 大学病院に所属する歯科医師については、平成16年3月の「歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会」報告書に基づき、指導歯科医講習会の受講の有無にかかわらず5年以上の臨床経験を有する者を指導歯科医とする取扱いとしている。
- 歯科医師臨床研修の必修化から10年以上経過し、大学病院の歯科医師についても指導歯科医講習会の受講者が増加していることを踏まえ、指導歯科医間の指導の質の均てん化や指導の質を担保する観点から、大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会受講について検討を行った。

検討結果

- 大学病院の指導歯科医についても、指導歯科医講習会の受講を必須とし、指導歯科医のフォローアップ研修と併せて必要な検討を行いつつ、運用開始時期については令和4年度を目途に準備を進める。

(2) 指導歯科医の フォローアップ研修

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和2年1月7日）：16ページ

指導歯科医のフォローアップ研修

背景・検討内容

- 現行制度において、指導歯科医は更新要件がなく、指導歯科医講習会の受講は一度でよい取扱いである。また、臨床研修制度については概ね5年毎に見直しが行われていることや、社会環境の変化に伴い、歯学教育も含め歯科保健医療を取り巻く状況が変化していることから、指導歯科医はこのような状況を理解し、研修歯科医の指導にあたることが求められる。

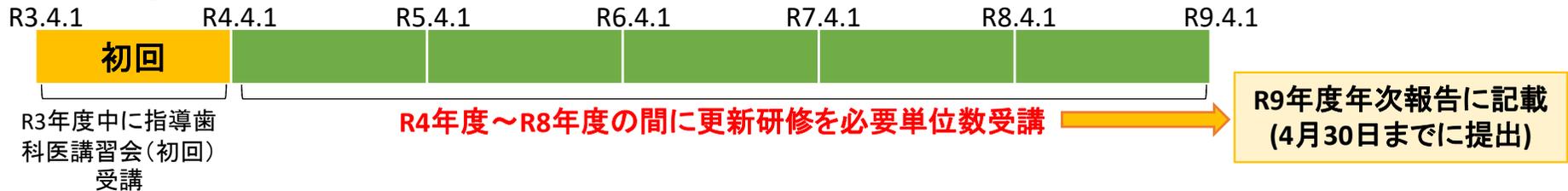
検討結果

- 指導歯科医の質を担保する観点から、指導歯科医については、フォローアップ研修（講習会）を導入する。フォローアップ研修（講習会）の具体的な方法等については引き続き検討し、令和4年度からフォローアップ研修（講習会）が実施できるよう準備を進める。

指導歯科医の更新制度(案)

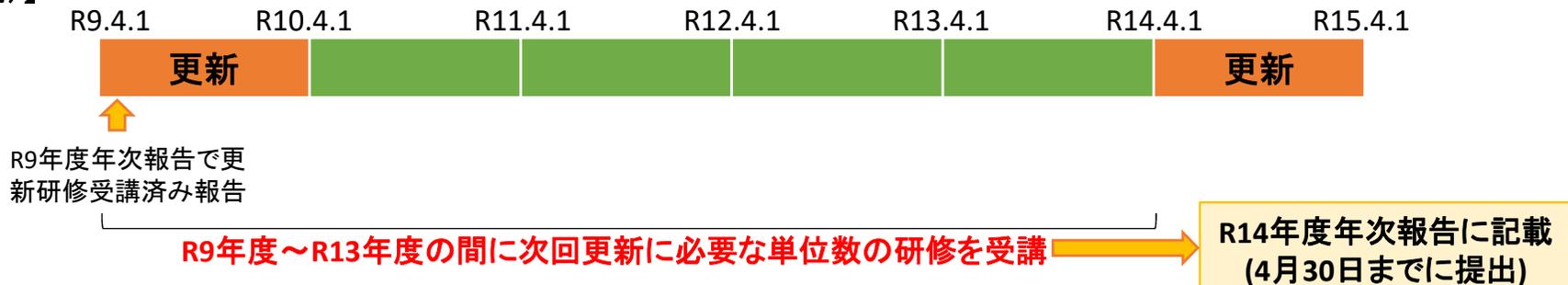
- (1) 指導歯科医の更新については、必ずしも現在の指導歯科医講習会のように規定の内容の講習会を1回受講するものではなく、単位制とする。
- (2) 更新に必要な研修(以下、「更新研修」)は、テーマ及び必要な単位数を決め、関係学会や関係団体等が実施する研修等を指導歯科医が適宜受講する。
- (3) 初回受講年度(又は更新研修受講の届出を行った年度)の翌年から起算して5年以内に、必要な更新研修を受講する。

【イメージ(例)】



- (4) 2回目以降の更新については、更新研修受講の年次報告を行った年度から起算して5年目の年次報告までに、必要な更新研修を受講する。

【イメージ(例)】



(3) プログラム責任者の要件

プログラム責任者の要件

背景・検討内容

- プログラム責任者は、「プログラム責任者講習会を受講することが望ましいこと」とされている。医師臨床研修においては直近の制度改正により、プログラム責任者講習会の受講が必須となっている。
- 研修の質を担保し、より効果的な臨床研修とするため、プログラム責任者の要件とあわせプログラム責任者講習会受講者の積極的な活用について検討を行った。
- プログラム責任者又は副プログラム責任者のいずれかについて、プログラム責任者講習会の受講を必須とする。
 - ・プログラム新設時に、プログラム責任者講習会受講者がいない場合は、プログラム新設後5年以内にプログラム責任者講習会を受講するものとする。
 - ・現在のプログラム責任者講習会の受講者数及び開催状況を鑑み、経過措置期間を設ける。
 - ・経過措置も含め、令和4年度の運用開始を目途に準備を進める。

検討結果

- プログラム責任者講習会の実施方法や内容等については、指導歯科医講習会の内容等の見直しとあわせて検討を行う。

- 歯科医師臨床研修制度の見直しの概要
- 研修内容について
- 臨床研修施設について
- 指導体制について
- **事務手続きについて**
- 今後の予定

事務手続きの提出期日等について

- プログラムの変更等に際して臨床研修施設が行う主な手続きについて、以下の通り提出期日を変更する。
- 制度改正に伴い、臨床研修施設から提出される様式の変更をし、記載項目について簡素化を図ることとする。

(提出期日が決まっている手続き)

手続きの種別	手続きの内容	提出期日 (変更前)	提出期日 (変更後)
① 臨床研修施設の指定	臨床研修施設の指定を受けようとする場合	前年度の 6月30日	前年度の 4月30日
② 研修プログラムの変更等 (新設を含む。)	プログラムの名称、臨床研修施設の目標、臨床研修を行う分野、研修期間、臨床研修を行う病院・診療所、募集定員を変更する場合	前年度の 4月30日	前年度の 4月30日
	臨床研修施設群を構成する協力型（Ⅰ）又は協力型（Ⅱ）に変更がある場合	前年度の 6月30日	前年度の 4月30日
③ 年次報告	現に行っている研修プログラム、 歯科医師の員数、前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数、施設・設備の状況、前年度に修了した研修歯科医の数、現に受け入れている研修歯科医数、次年度の募集定員・募集・採用方法、臨床研修施設群の状況、その他	毎年 4月30日	毎年 4月30日

- 歯科医師臨床研修制度の見直しの概要
- 研修内容について
- 臨床研修施設について
- 指導体制について
- 事務手続きについて
- 今後の予定

歯科医師臨床研修制度の制度改革に向けたスケジュール（案）



臨床研修施設において検討すべき事項

研修内容について (研修プログラム の変更に関わる内 容)	到達目標の検討	○ <u>新たな到達目標を踏まえ、令和4年度開始の研修プログラムの検討。</u>
	協力型（Ⅱ）の 新設に伴う検討	<p>○ 令和4年度以降の研修プログラムについて、必要に応じ協力型（Ⅱ）における研修が設定された研修プログラムの検討。</p> <p>○ <u>研修協力施設で歯科診療を行う研修を行っている場合、協力型（Ⅱ）としての指定が必要。</u> 原則として令和4年度開始の研修プログラムから指定が必要であるが、指導歯科医がない等指定要件をすぐに満たすことが困難な施設もあることが想定されることから、令和6年度の研修開始（令和5年4月30日までの提出が必要）までに、協力型（Ⅱ）としての指定手続きを行う必要がある。</p>

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
協力型（Ⅱ） の運用		↑ ~R3年4月30日 R4年度 プログラム提出	↑ R4年4月~ 協力型（Ⅱ） 運用開始	経過措置	↑ R6年4月~ 歯科診療を行う研修協 力施設は全て協力型 （Ⅱ）へ移行

➡ 令和4年度開始のプログラムは、令和3年4月30日までに提出すること。

今後の指導体制について

指導歯科医について	(大学病院の場合) 指導歯科医講習会の受講	○ 令和4年度以降、大学病院の指導歯科医についても、指導歯科医講習会の受講が必須となる予定。なお、令和9年度の研修開始までに指導歯科医講習会を受講する必要がある。
	プログラム責任者講習会の受講	○ 令和4年度以降、プログラム責任者又は副プログラム責任者のいずれかについて、プログラム責任者講習会の受講を必須とする予定。なお、令和9年度の研修開始までにプログラム責任者講習会を受講する必要がある。



連絡事項

- 本資料中の内容は令和2年9月時点の案であり、今後多少の変更もあり得ます。確定次第、改めてお知らせする予定です。
- 「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書」は、以下のウェブサイトに公開されています。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000586998.pdf>
- ご不明点がありましたら、各地方厚生局医事課の歯科医師臨床研修担当までご照会くださいますようお願いいたします。